



福祉・健康

あきしま元気アップ教室

高齢者介護予防通所サービスとして、左の表のとおり行います。期間7月～9月 場所あいぽつ

	午前の部 10時30分～正午	午後の部 1時30分～3時
月	筋力マシントレーニング	筋力アップ体操
火	筋力アップ体操 音楽療法(基本クラス)	筋力マシントレーニング
水	筋力マシントレーニング	筋力マシントレーニング
木	筋力マシントレーニング	筋力アップ体操 音楽療法
金	筋力アップ体操 音楽療法	筋力アップ体操

＜対象65歳以上の方 ※要支援要介護認定を受けている方、基本チェックリストにより生活機能低下に該当した方を除く(定員各15人多数抽選) 参加費1回250円 申込5月9日までにあすはの会事務局(あいぽつ)内へ ※電話・郵送での申し込みは不可 その他詳しくは、同会事務局 ☎5445033へ(地域包括ケア担当)

子ども家庭支援センター
☎5439046

●はじめて赤ちゃんのための育児講座 日時6月13日・20日、7月4日(いずれも水曜日)全3回(の午前10時～11時30分) 場所児童センター(ぱれっと)

〔平成30年2月～3月生まれの〕お子さん(第1子)と保護者 ※市外在住の方を除く 内容ベビーマッサージ、からだの話、遊びの話 定員12組(多数抽選) 申込往復はがきまたは電子メールに「はじめて赤ちゃんのための育児講座」と、住所・氏名(ふりがな)・電話番号、お子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別を記入し、5月15日(必着)までに次の送付先へ(1人1通のみ)▽郵送〒196-8511 市役所子ども家庭支援センター(返信面にも住所・氏名を記入)▽電子メール kodomonien@city.akishima.lg.jp(市から返信できるようメールの設定を)



省エネでノーネクタイに

省エネのため、職員は10月末まで軽装で執務させていただきますので、ご理解をお願いします。(職員係)

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の支給額を改定

4月分から、支給額が次のとおり改定されます。
*特別児童扶養手当 11.5万
1700円(1級)、3万
44300円(2級)
*特別障害者手当 11.2万
6940円
*障害児福祉手当 11万
46500円
☆詳しくは、障害福祉係へ。

5月の乳幼児健診(子育て世代包括支援センター)

健診名	期日・場所	対象
3～4か月児健診	8日(火)・15日(火) あいぽつ	平成30年1月生まれ
1歳6か月児歯科健診	14日(月)・28日(月) あいぽつ ※育児相談も可	平成28年10月生まれ
3歳児健診	9日(水)・16日(水) あいぽつ	平成27年4月生まれ

※6～7か月児健診、9～10か月児健診は都内指定医療機関で、1歳6か月児内科健診は市内指定医療機関で、受診票を持って受診してください。 ※受診できなかった場合は、問い合わせてください。

あきしま健康係・地域保健係
子育て世代包括支援センター
☎5445126
☎5437303
※申し込みは、午前8時30分から



軽自動車税を減免

障害者手帳などをお持ちの方は、障害の程度により軽自動車税が減免されます。
◇対象 次のいずれかに該当する軽自動車など
*身体障害者などが使用し、条件を満たしている(障害者1人につき1台のみ/普通自動車の減免を受けている場合は不可)
*車検証に「障害者輸送用」と記載されている
*公益のため直接福祉団体などが使用する
※条件について詳しくは、問い合わせください。
◇申請 5月31日までに軽自動車税の納税通知書(5月上旬に発送予定)、印鑑、運転免許証、車検証、身体障害者手帳、愛の手帳などを持って市民税係へ
☆詳しくは、市民税係へ。

ゲートキーパー養成研修の参加者を募集
ゲートキーパーとは、自殺を防ぐため、悩んでいる人の話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。
「高齢者への支援」をテーマに、生きづらさを感じている高齢者の心理と介入のポイントについて学びます(参加費無料)。
◇日時 6月4日(月)の午後2時～3時30分
◇場所 あいぽつ
◇対象 高齢者支援に携わる方、高齢者の家族
◇講師 木田知子さん(くにたち心理相談室室長)
◇定員 20人(申込順)
☆申し込みは、5月8日から地域保健係(あいぽつ) ☎5445126へ。

●離乳食講座 日時5月22日(火)の午後1時～2時30分 場所あいぽつ 定員25組(申込順) 持ち物スプーン、小皿、バスタオル 申込5月2日から子育て世代包括支援センターへ
●9～12か月児対象 日時5月23日(水)の午後1時～2時30分 場所あいぽつ 定員25人(申込順) 保育9～12か月児25人(申込順) 持ち物スプーン、小皿、バスタオル 申込5月7日から子育て世代包括支援センターへ
●乳幼児歯科健診 健診を初めて利用する方を対象に、説明を
●2歳児すこやか教室 日時6月12日(火)の午前9時30分～11時15分 場所あいぽつ 対象平成28年5月生まれのお子さんと保護者 内容講義、親子遊び 申込子育て世代包括支援センターへ



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の葬祭費を支給

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者が亡くなったときは、喪主の方に葬祭費として5万円を支給します。
◇申請 葬儀を行った日の翌日から2年以内に、市役所(保険係または後期高齢者医療係)へ
◇添付書類
*亡くなった方の保険証
*葬儀の会葬礼状または領収書(喪主名の記載があるもの)など
*喪主の印鑑
*喪主の通帳など、金融機関の口座番号が分かるもの
☆詳しくは、保険係または後期高齢者医療係へ。

わかちあいの会の参加者を募集

家族、親戚、友人などの身近な人を自死で亡くした方のための交流会です。市外の方も参加できます(参加費無料/申込不要)。
◇日時 5月20日(日)の午後2時～4時
◇場所 あいぽつ
☆詳しくは、地域保健係(あいぽつ) ☎5445126へ。



児童育成手当(育成手当・障害手当)の申請を受け付け

各手当の支給要件に該当し、平成29年中の所得が制限額未満である場合は、6月分から手当が支給されます。平成30年度の所得制限額は、左下の表のとおりです。
現在受給中の方には、6月上旬に現況届(年度更新の手続きの書類)を送付します。
前年度に所得超過などの理由で受給していない方が、今年度該当する場合は、5月中旬に申請してください。
申請について詳しくは、手当・医療助成係へお問い合わせください。
【各手当の支給要件】
◎育成手当 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者で、次のいずれかに該当する方
*離婚・行方不明などによりひとり親家庭とみなされる
*父または母に身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある
◎障害手当 18歳になった後の最初の3月31日までの児童を扶養している父母または養育者
*愛の手帳1～3度程度、または、身体障害者手帳1級・2級程度の障害がある
*脳性まひ、または、進行性筋萎縮症である
☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

平成30年度児童育成手当の所得制限額(29年中所得から社会保険料相当額8万円控除後の額)

扶養人数	所得制限額
0人	360万4000円
1人	398万4000円
2人	436万4000円
3人	474万4000円
4人	512万4000円
5人	550万4000円

※審査の対象は所得(収入金額から必要経費に相当する金額を控除したもので、収入ではありません)で、収入ではありません。医療費控除や寡婦控除、老人扶養などがある場合、一定額を所得から控除できます。
※扶養人数は、地方税法上の数です。